

設計図書等に関する質問及び回答

令和 4 年 11 月 25 日

山田町長 佐藤 信逸

次の工事の設計図書等に関する質問について、回答します。

工事名 山田町立山田小学校新校舎等建設工事

番号	質問内容	回 答
1	設計書に記載のある別途発注のプール建設工事、排水路整備工事、グラウンド整備工事、太陽光発電設備工事、アスファルト舗装工事(取付通路、駐車場)、放課後児童クラブ建設工事それぞれの、本工事工期内に関係する施工時期等を教示願いたい。	別途工事の施工時期は、次の時期を予定しています。 プール建設工事・アスファルト舗装工事 令和 5 年度 排水路整備工事 4～5 年度 グラウンド整備工事 6 年度 太陽光発電設備工事 5 年度 放課後児童クラブ建設工事 5 年度
2	設計書 2 頁の工事種別内訳項目の「外構工事」「テニスコート解体工事」の金額計上について、1 頁の工事費内訳項目「建築工事」に計上するとの考えでよいか。	外構工事及びテニスコート解体工事の直接工事費は、工事費内訳の「建築工事」の項目に含みます。
3	既存テニスコート解体時期に指定があれば教示願いたい。	既存テニスコート解体は、令和 5 年 6 月上旬までに完了してください。
4	上記の解体時期に指定が無い場合、既存テニスコートを工事車両進入、資材置場及び重機設置などに利用は可能か。	テニスコート解体後の跡地にプール建設を予定しているため、プール建設工事に着手するまでの間は利用可能です。
5	既存テニスコート解体範囲南東部分に設置する「仮囲い A」及び既存道路部分に設置する「キャスターゲート」の設置期間は、「仮囲い A」と同じと考えてよいか。	校舎等建設工事の工事範囲外周となるため、キャスターゲートの供用期間は一般部の仮囲い A と同じ供用期間となります。 テニスコート解体部分の仮囲い A も同様に積算してください。
6	その他工事等に記載のある「広告塔」及び「袖看板」について、図面及び設計書に記載がない。別途工事と考えてよいか。	別途工事です。
7	化学物質の濃度測定について、特記仕様書ではホルムアルデヒドにのみ「※」印だが、設計書では「ホルムアルデヒド」「アセトアルデヒド」「トルエン」「キシレン」「ス	設計書を正とし、7 種 6 カ所の測定とします。

	チレン」「エチルベンゼン」「ハラジクロロベンゼン」7種6カ所と記載がある。 設計書を正と考えてよいか。	
8	7の試験方法は「パッシブ法」でよいか。	パッシブ法とします。
9	監督員事務所について、「規模及び仕上げの程度並びに設置する備品等の種類・数量等は現場説明書による」との記載がある。現場説明書の提示若しくは規模及び仕様の指示を願う。	監督員事務所は15～20m ² 程度を想定していますが、会議室と一体にするなどの仕様は、工事請負者との協議によります。 備品等はA-0004 2.仮設工事-2 監督員事務所の備品等を参照してください。
10	監督員事務所の備品等に「パソコン(メール付)」とあるが、具体的なスペック・内容を指示願う。	不要とします。
11	監督員事務所の備品等に「Web会議用のモニター、設備一式」とあるが、具体的なモニターサイズ、通信設備のスペックの指示を願う。	感染症対策として、現場事務所含め3カ所程度でのWeb会議を想定しており、会議室に見合うモニターサイズを選定してください。通信設備のスペック等の指定はありません。
12	山留の存置範囲等は図示とあるが、詳細が不明である。	「建築工事」では山留は予定していません。
13	工事用水について、「利用できない」とあるが、山田体育館近辺よりテニスコートへ伸びている水道管VP50を今回切断及びプラグ止めとの指示となっている。 これに工事用のメーターを設置し、工事用水として使用してよいか。	工事用メーターを設置し工事用水として使用することは可能で、使用料の精算方法等は協議により決定します。
14	設計書61頁の「屋内運動場 防水内部ピット床浸透性塗布防水」について、「ピット床」を「ピット壁」と読替えてよいか。	ピット壁とします。
15	塗膜防水種別について、Y-1及びY-2施工箇所に「※」印が付いているが、本工事は「Y-1 地下外壁防水(ピット床・壁)」のみ、「Y-2」は該当無しとの考えでよいか。	該当ありません。
16	アルミニウム製鋼製建具及び樹脂製建具について、建具の性能等級に印がない。メーカー仕様との考えでよいか。	メーカー仕様とします。
17	設計書の建設発生運搬の摘要欄に「DI D区間無し2.0km以下」との記載がある。捨て場等の指定があれば教示願う。	建設発生土の運搬先は現在調整中のため、後日、工事請負者に指示します。
18	複合フローリングの厚さについて、A-0007では「12」及び「15」に○印、設計書	A-0016, A-0017を正とします。

	及びA-0016、A-0017では「t=12.0」と記載に違いがある。設計書及びA-0016、A-0017を正と考えてよいか。	
19	ロックウール化粧吸音板の厚さについて、A-0007では「t=9」、設計書及びA-0016、A-0017では「フラット t=12.0」と記載に違いがある。設計書及びA-0016、A-0017を正と考えてよいか。	設計書及びA-0016、A-0017を正とします。
20	せっこうボードその他ボード及び合板張りに記載のあるメラミン樹脂化粧板について、A-0007では「メラミン樹脂化粧板 厚さ1.2」とあるが、設計書及びA-0016、A-0017では「メラミン樹脂不燃化粧版 t=3.0」と記載に違いがある。設計書及びA-0016、A-0017を正と考えてよいか。	設計書及びA-0016、A-0017を正とします。
21	階段滑り止め・手摺に記載のある滑り止めの仕様について、特記仕様書では「ステンレス製滑り止め材 タイヤ型端部 フラットエンド」とあるが、設計書では「ステンレス製 エンド無し 幅40」と記載に違いがある。 設計書を正と考えてよいか。	A-0008を正とします。
22	黒板の色について、特記仕様書では「緑」、A-6013では「グレー」と記載に違いがある。A-6013を正と考えてよいか。	A-6013を正とします。
23	床点検口の「鍵」について、特記仕様書では「鍵付」とあるが、設計書では「鍵無」と記載に違いがある。 特記仕様書を正と考えてよいか。	特記仕様書を正とします。
24	屋上の目隠し扉の仕様について、A-1007では「アルミ製目隠しルーバー H1800」とあるが、A-0015、A-1008～1010、S K-15では「有孔折板 H1800」と、A-8006では「有孔折板 塗装品 H1500」と記載に違いがある。仕様はA-8006の「W250シリーズ スカシ張り t=1.6 開口率40%メッキ(塗装無)」、H寸法は1800との考えでよいか。	仕様はA-8006の「W250シリーズ スカシ張り t=1.6 開口率40%メッキ(塗装無)」とし、H寸法は1800とします。
25	上記鉄骨使用材の寸法について、A-0015及びS K-15では「□125×125×4.5」とあるが、A-8006では「H-150×150×7×10」と記載に違いがある。	A-0015及びS K-15を正とします。

	A-0015 及びSK-15 を正と考えてよいか。	
26	上記目隠し塀の項目が設計書にない。 追加計上してもよいか。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
27	A-0015 の一般共通事項の仕上に「天井仕上げ材DRには全てGB-R t9.5 捨貼りを施す」と記載があるが、設計書の摘要欄には「軽鉄直張」と記載に違いがある。設計書を正とし、捨貼りは不要との考えでよいか。	軽鉄直張と指定している部分の捨貼りは不要です。
28	A-0015 の一般共通事項の仕上の室内壁仕上の下地については、特記なき限り「(4) 軽量鉄骨下地面は GB-R-H t9.5+GB-F t12.5+仕上げとする」との記載があるが、本工事はA-0016 及びA-0017 の「壁下地」の記載を正と考えてよいか。	壁下地は、A-0016 及びA-0017 の記載を正とします。
29	A-0015 の一般共通事項の仕上に「外部鉄部:亜鉛メッキ処理の上、エポキシ樹脂下塗り塗料+2-FUE 塗とする。」との記載があるが、本工事では該当無しとの考えでよいか。	該当ありません。
30	A-0015 の一般共通事項の仕上に「掲示用クロスは、ラワン合板 t=4.0 下地張りとする。」との記載があるが、設計書では掲示板クロス「2,170m ² 」に対し、ラワン合板 t=4.0 「1,117m ² 」と数量に違いがある。ラワン合板の数量を 1,117m ² から 2,170m ² へ修正してもよいか。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
31	A-0015 の一般共通事項の断熱に「外部に面する壁内側は、現場発泡ウレタン t30 吹付B種1 (外壁より 0.9mまで柱梁型共) とする。」との記載があるが、A-0007 の断熱材の現場発泡断熱材には「A種1 又はA種1 H」と記載に違いがある。A-0007 を正と考えてよいか。	A-0007 を正とします。
32	A-0015 の一般共通事項のその他に「ルーフトレインは特記無き限りφ100 を使用し、タテ樋は、GW(32kg)t25 防露巻とする。」との記載があるが、設計書に記載がない。	A-0015 外部仕上中の縦樋の仕様として下さい。

	本工事では該当無しとの考えでよいか。	
33	設計書に記載のある「シンダーコンクリート」については、床暖房部分のシンダーコンクリートとの考えでよいか。	A-3004、M-11 等に記載のとおり、床暖房部分はシンダーコンクリートとなります。
34	上記が正の場合、設計書摘要欄に「呼び強度 27(24+△3)S15 粗骨材 25」と記載があるが、床暖房配管を考慮し、強度 18 S15 粗骨材 15 と読替えてよいか。	設計書を正とします。 ただし、工事請負者からの提案により協議します。
35	A-0015 の外部仕上のルーフドレインに記載のある「ドレンヒーター電気設備工事」について、電気設備工事図及び電気設備設計書に記載がない。本工事では該当無しとの考えでよいか。	ルーフドレイン設置箇所に、ドレンヒーターを計上してください。
36	A-0015 の外部仕上に記載のある「旗竿金物」の設置台数について、特記仕様書では「2組」、設計書では「3組」と記載に違いがある。設計書を正と考えてよいか。	設計書を正とします。
37	A-8004 に記載の壁記号 W-11 の「①軽量鉄骨下地」及び「②ケイカル板 t8.0」について、A-3001 より「①RC 下地」に読替え、②は不要との考えでよいか。	RC 下地グラスウールボード t=50 張りとなります。
38	A-8004 に記載の床記号 F-2「③帯電性タイルカーペット t=6.5」について、設計書及びA-0016 では「t=6.0」と記載に違いがある。設計書及びA-0016 を正と考えてよいか。	A-0016 を正とします。
39	A-8004 に記載の床記号 F-6「①断熱材 t=25(建築工事)」について、設計書に記載がない。追加計上してよいか。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
40	A-8004 に記載のある床記号 F-6「②溶接金網 φ3.2×150×150(建築工事)」について、M-11 では「設備工事」となっている。設備工事との考えでよいか。	設備工事とします。
41	設計書及び図に記載のある「既成巾木」の仕様について、仕様の指示があれば教示願いたい。	木製既製巾木 H=60 としてください。
42	A-8005 に記載のある巾木記号 H-5 の寸法「h1=100」について、設計書及びA-0016、A-0017 では「60」と記載に違いがある。設計書及びA-0016、A-0017 を正と考えてよいか。	A-8005 を正とします。

43	<p>渡り廊下 RD の仕様について、A-1006 では「100φ」、設計書では「75φ」と記載に違いがある。</p> <p>設計書を正と考えてよいか。</p>	A-1006 を正とします。
44	<p>A-0016 の 2F 昇降口・玄関の備考欄に記載のある「天然石上り框 100×70」について、設計書に記載がない。追加計上してよいか。</p>	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
45	<p>A-0016 の 2F 昇降口・玄関の中木に記載のある花崗岩の厚さ「t=30」について、設計書では「t=20」と記載に違いがある。設計書を正と考えてよいか。</p>	A-0016 を正とします。
46	<p>A-0016 の 2 F 昇降口・玄関の天井高について、A-0016 では「2800」、A-1013 では「3000、4000～5600」と記載に違いがある。A-1013 を正と考えてよいか。</p>	A-4006（展開図）を正とします。
47	<p>上記について、壁「GB-R t=12.5+ラワン合板 t=4.0+掲示用クロス」の数量に変更がある場合は指示を願う。</p>	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
48	<p>廊下 1 の天井高について、A-0016 では「2800」、A-1012 では「2500」と記載に違いがある。A-1012 を正と考えてよいか。</p>	A-1012 を正とします。
49	<p>上記について、壁「GB-R t=12.5+ラワン合板 t=4.0+掲示用クロス」の数量に変更がある場合は指示を願う。</p>	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
50	<p>A-1013 の学校図書館天井仕上の「④木毛セメント板 t=20」について、A-0016 より「⑤構造合板張り t=12」と読替えてよいか。</p>	A-1013 を正とします。
51	<p>屋内階段 A～C の天井仕上について、A-0016 では「ロックウール化粧吸音板張り t=12」、A-1012、A-1013 では「化粧石膏ボード t=9.5」と記載に違いがある。A-1012、A-1013 を正と考えてよいか。</p>	A-1012、A-1013 を正とします。
52	<p>上記について、数量に変更がある場合は指示を願う。</p>	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
53	<p>アリーナ 天井高について、A-0017 では「13200」、A-1012 では「12700」と記載に違いがある。</p> <p>A-1012 を正と考えてよいか。</p>	A-1012 を正とします。

54	上記にて壁「ラワン合板 t=12.0+穴あきシナ合板張り 塗装品 t=5.5」の数量に変更がある場合は指示を願う。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
55	A-1013 にてアリーナ天井仕上の記載がない。「⑥ グラスウールボード t=50」との考えでよいか。	グラスウールボード t=25 とします。
56	上記アリーナ天井仕上材の厚さについて、設計書では「t=25」、図面では「t=50」と記載に違いがある。 設計書を正と考えてよいか。	設計書を正とします。
57	屋内運動場 放送室の天井仕上について、A-0017 では「ロックウール化粧吸音板」、A-1012 では「ロックウール化粧吸音板張り t=12」と記載に違いがある。 A-1012 を正と考えてよいか。	A-1012 を正とします。
58	上記が否の場合、数量及びロックウール吸音板の厚さの指示を願う。	No57 の回答を参照してください。
59	設計書に記載のある「暗幕 音楽室 2000×2800 1組」について、A-1013 より「暗幕 音楽室 出入口 2000×2800 2組」と読替えてよいか。	音楽室の暗幕は、「2000×2800 2組」を正とします。
60	設計書に記載のある「暗幕 視聴覚スペース 7000×2800 3組」について、A-1013 より「暗幕 多目的スペース 7000×2800 3組」と読替えてよいか。	視聴覚スペースの暗幕は、A-1013 に AC-BOX の表示がある部分の3組となります。
61	設計書に記載のある「床タイルカーペット 厚8」の施工箇所の指示を願う。	1F 相談室 1, 2 としてください。
62	A-4012 に記載のある「野縁 36×36」が、設計書に記載がない。追加計上してもよいか。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
63	A-0017 の屋内運動場のキャットウォーク 壁下地に記載のある「ラワン合板 t=12.0」について、A-2008、A-2009 より下地「ラワン合板 t=12.0」は不要、「防音パネル t=18」のみとの考えでよいか。	ラワン合板下地は不要、GB-R t12.5 下地としてください。
64	上記について、数量に変更がある場合は指示を願う。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
65	A-0017 の渡り廊下壁下地に記載のある「GB-R t=12.5+ラワン合板 t=4.0」のうち「ラワン合板 t=4.0」のみ設計書に記載	A-0017 を正とします。

	がない。不要との考えでよいか。	
66	設計書 37 頁に記載のある 校舎 左官「外部 床コンクリート 直均し仕上げ 911m ² 」の数量について、設計書 31 頁 校舎 防水「外部 塩化ビニル樹脂系シート防水 3,347m ² +庇 塗膜防水 142m ² 」との数量に違いがある。防水 3,347+142=3,489m ² を正と考え、左官数量を 3,489m ² と読替えてよいか。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
67	犬走り床コンクリート直均し仕上げの記載が設計書に見当たらない。追加計上してよいか。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
68	普通教室 4・13 壁仕上について、A-2001 では「掲示用クロス」、A-0016、A-3001～3015 の凡例では「町産杉板張り t=9.0 UC H900」と記載に違いがある。 A-0016 及びA-3001～3015 凡例を正と考えてよいか。	A-0016 及びA-3001～3015 のとおり、「町産杉板張り t=9.0 UC H900」を正とします。
69	学校図書館 壁 一部 町産杉ルーバー 50×180 のピッチについて、A-2001 では「@300」、A-4012 では「@100」と記載に違いがある。A-4012 を正と考えてよいか。	A-4012 を正とします。
70	上記について、数量に変更がある場合は指示を願う。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
71	A-2001 に記載のある「砂利敷 t=100」及び「地先境界ブロック」について、外構図及び設計書に記載がない。本工事では該当無しとの考えでよいか。	A-2001 を正とします。
72	A-2001～2004、A-2008、A-2009 に記載の「砂敷き t=30」について、設計書に記載がない。不要との考えでよいか。 必要な場合は数量の指示を願う。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
73	会議室 壁仕上について、A-2003 では「ビニルクロス」、A-0016、A-4010 では「シナ穴あき合板張り 塗装品 t=5.5」と記載に違いがある。A-0016、A-4010 を正と考えてよいか。	A-0016、A-4010 を正とします。
74	上記について、数量に変更がある場合は指示を願う。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。

75	倉庫1の壁下地について、A-2004では「GB-R t=12.5」、A-0016では「GB-R t=12.5+ラワン合板 t=4.0」と記載に違いがある。A-2004を正と考えてよいか。	A-0016を正とします。
76	上記について、数量に変更がある場合は指示を願う。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
77	階段Aの壁下地について、A-2005では「GB-R t=12.5」、A-0016では「GB-R t=12.5+ラワン合板 t=4.0」と記載に違いがある。A-2005を正と考えてよいか。	A-0016を正とします。
78	上記について、数量に変更がある場合は指示を願う。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
79	A-0016に記載のある内部階段A・B・Cの「モルタル t=30」について、設計書に記載がない。追加計上してよいか。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
80	外部屋外階段及び屋外大階段の「モルタル仕上」の項目が設計書にない。追加計上してよいか。	屋外大階段はA-0015のとおり、外部屋外階段はA-2006のとおりコンクリート金ゴテ仕上としています。
81	ステージ、控室1・2、放送室床について、設計書及びA-0017では「体育館用鋼製束 H800+大型積層フローリング t=18.0」、A-2009、A-8008では「体育館用鋼製束 H800+根太間断熱材敷込 t=25+構造用合板 t=15+大型積層フローリング 18.0」と記載に違いがある。A-2009、A-8008を正と考えてよいか。	A-2009、A-8008を正とします。
82	上記が正の場合、「根太間断熱材敷込 t=25+構造用合板 t=15」を追加計上してよいか。	設計書では、大型積層フローリング t=18+構造用合板 t=15の複合単価で計上しています。また、根太間断熱材敷き込み t=25は「床断熱材 根太間 t=25 ネオマフォーム」で積算しています。
83	職員室、印刷室、給湯室、校長室の床仕上げについて、設計書及びA-0016では「タイルカーペット(帯電性) t=6.0」、A-4007、A-4008では「タイルカーペット t=6.5」と記載に違いがある。設計書及びA-0016を正と考えてよいか。	設計書及びA-0016を正とします。
84	校舎の放送室及び学校図書館階段の床について、A-0016では「タイルカーペット t	設計書及びA-3013、A-4009を正とします。

	<p>=6.0」、設計書及びA-3013、A-4009 では「タイルカーペット t=6.5」と記載に違いがある。</p> <p>設計書及びA-3013、A-4009 を正と考えてよいか。</p>	
85	<p>学校図書館の壁仕上について、A-3004 では「化粧シナ合板 t=4.0 塗装品」、設計書及びA-0016、A-4012 では「化粧シナ合板 塗装品 t=5.5」と記載に違いがある。</p> <p>設計書及びA-0016、A-4012 を正と考えてよいか。</p>	<p>設計書及びA-0016、A-4012 を正とします。</p>
86	<p>学校図書館の階段のササラ「化粧シナ合板 塗装品 t=5.5」について、タモ積層材等のササラ桁に化粧貼りとの考えでよいか。</p>	<p>コンクリート下地に化粧シナ合板接着貼りと考えています。</p> <p>下地施工等については、工事請負者の提案により協議します。</p>
87	<p>上記が正の場合、ササラ桁材を追加計上してよいか。</p>	<p>No. 86 の回答を参照してください。</p>
88	<p>学校図書館の階段段裏の仕上げについて、化粧打放型枠素地との考えでよいか。</p>	<p>化粧打ち放し型枠+クリア塗装としてください。</p>
89	<p>縦樋の仕様について、設計書及びA-0015 には「外部:硬質ポリ塩化ビニル管とい(カラー) 内部:耐火二層管」、A-3001~3015 の凡例の「その他凡例」には「DP:縦樋カラーアルミ製 100φ」と記載に違いがある。</p> <p>設計書及びA-0015 を正と考えてよいか。</p>	<p>設計書及びA-0015 を正とします。</p>
90	<p>A-3001 のY 9/X 2 通りに記載のある「窯業系サイディング+通気用金具」について、設計書及び仕上表にも記載がない。コンクリート立上り H100 程度の上に、L G S 下地 100(2 F スラブ下まで)+サイディング t=18 塗装品(一般仕様程度)にて追加計上してよいか。</p>	<p>数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。</p>
91	<p>2F 昇降口・玄関外部の軒天井の高さの指示を願う。</p>	<p>2FL+3, 300 とします。</p>
92	<p>廊下1の床・壁仕上について、A-0016 では「床:複合 I 種フローリング t=12.0・壁:GB-R t=12.5+ラワン合板 t=4.0+町産杉板張り t=9.0 UC H900」、A-3002 では「床:ビニールシート、壁:GB-R t=12.5+ビニルクロス」と記載に違いがある。</p>	<p>A-0016 を正とします。</p>

	A-0016 を正と考えてよいか。	
93	上記について、数量に変更がある場合は指示を願う。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
94	消火栓ポンプ室の壁仕上について、A-0016 では「コンクリート打放補修」、A-3006 では「EP+GB-R t=12.5/LGS50 形」と記載に違いがある。A-0016 を正と考えてよいか。	A-0016 を正とします。
95	上記について、数量に変更がある場合は指示を願う。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
96	A-3010 の Y9/X2~3 間及びA-3011 の X1/X4 間に記載のある「超耐候性鋼板 t = 0.6+硬質イソアヌレートボード t = 50」について、仕様及び施工範囲が不明である。本工事では該当無しとの考えでよいか。	該当ありません。
97	特別活動室、昇降口・玄関及び会議室の壁に使用する「町産杉板張り」の厚さについて、A-3010、A-3011 では「t = 12.0」、設計書及びA-0016 では「t = 9.0」と記載に違いがある。設計書及びA-0016 を正と考えてよいか。	設計書及びA-0016 を正とします。
98	設計書に記載のある「ライニング膳板」「シャワーユニット」及び「ミニキッチン」の仕様が不明である。仕様を教示願いたい。	各仕様は次のとおりです。 ・ライニング膳板：メラミンポストフォームカウンターW120 ・シャワーユニット：SPB-0808 同等品 ・ミニキッチン：KUW-120 同等品
99	アリーナ鋼製床の高さについて、設計書及びA-0017 では「H=500」、A-8008 では「H=1000」と記載に違いがある。設計書及びA-0017 を正と考えてよいか。	設計書及びA-0017 を正とします。
100	屋内運動場のコートラインについて、設計書では「バスケットボールコート 1面、ミニバスケットボールコート 1面、バレーボールコート 1面、バトミントンコート 2面」、A-8008 では「バスケットボールコート 1面、ミニバスケットボールコート 2面、バレーボールコート 1面、バトミントンコート 2面」、A-8010 ではバスケットボールコート 1面、ミニバスケットボー	A-8010 を正とします。

	ルコート 2面、バレーボールコート 2面、バトミントンコート 2面」と記載に違いがある。A-8010 を正と考えてよいか。	
101	上記が正の場合、設計書に記載のある床金具 φ76.3 の「2個」を「4個」と修正してよいか。	床金具は4個とします。
102	A-5007 に記載のある LSD-10 のガラス「FTG4」について、設計書に記載がない。追加計上してよいか。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
103	建具 PW-27、28、29 の台数について、設計書及びA-5001 では「1か所・5か所・2箇所」、A-5005 では「1か所・1か所・1か所」と記載に違いがある。 設計書及びA-5001 を正と考えてよいか。	設計書及びA-5001 を正とします。
104	A-5007 に記載のある LSD1~10「St 枠SOP」の項目が設計書にない。追加計上してよいか。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
105	A-5007、A-5008 の SD3~6 の建具仕上げの記載がない。SOP 塗装にて追加計上してよいか。	A-5007、A-5008 で、SD3~6 の建具仕上げは焼付塗装とします。 なお、設計書では、焼付塗装仕上げの建具単価で計上しています。
106	建具 SD-3 の台数について、設計書では「2箇所」、A-5001、A-5002、A-5007 では「1か所」と記載に違いがある。A-5001、A-5002、A-5007 を正と考えてよいか。	A-2006 屋外階段の 2F 上り口に 1 台設置、数量は 2 箇所を正として下さい。
107	A-5009 に記載のある TAD-1 について、設計書に建具及びガラス仕様の記載がない。追加計上してもよいか。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
108	A-5004 に記載のある CW-3「SUS 製網戸」について、FIX 建具のため不要との考えでよいか。	A-5004 を正とします。 ただし、SUS 製網戸の採否について工事請負者と協議します。
109	A-5005 に記載のある PW-22~25 について、付属金物に「オペレーター」の記載がない。追加計上してよいか。	A-5005 で、PW22~25 はオペレーター付きとします。 なお、設計書では、オペレーター付きの建具単価で計上しています。
110	A-5005 の PW-20、A-5009 TPW-2~4・TPW-1 に記載のある「SUS 製網戸」について、開き窓仕様のため「ポリエステルアコーディオン網戸」にて計上してもよいか。	SUS 製網戸で計上してください。
111	A-5009 及びA-5010 に記載のある TWW-	数量公開に関する説明書のとおり、公開

	1~5 木部仕上「UC」の項目が設計書にない。追加計上してよいか。	の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
112	家具 F-10-1・F-10-2 の台数について、A-6001・A-6002 では「10 台・8 台」、設計書及びA-6006 では「9 台・9 台」と記載に違いがある。設計書及びA-6006 を正と考えてよいか。	設計書及びA-6006 を正とします。
113	家具 F-10-3・F-10-4 の台数について、A-6001 では「2 台・2 台」、設計書及びA-6006 では「1 台・1 台」と記載に違いがある。A-6001 を正と考えてよいか。	A-6001 を正とします。
114	家具 F-34-1 の台数について、設計書では「6 台」、A-6001、A-6002、A-6011 では「4 台」と記載に違いがある。どちらが正か指示願う。	A-6001、A-6002、A-6011 を正とします。
115	家具 F-39・F-40・F-41 の台数について、A-6001、A-6002 では「3 台・21 台+1 台」、設計書及びA-6013 では「4 台・20 台・4 台」と記載に違いがある。A-6001 を正と考えてよいか。	A-6001、A-6002 を正とします。
116	配膳室 1 の廊下 3 側及び配膳室 2 の廊下 5 側に四角い家具らしき記載があるが、家具図及び設備図等には記載がない。必要な場合、仕様等の指示を願いたい。	図は、別途搬入するコンテナ及び備品類を表示しています。
117	用務員室の Y6 通り側に家具等の記載があるが、家具図及び設備図等には記載がない。必要な場合、仕様等の指示を願いたい。	F-16 を 1 台計上して下さい。
118	M-20 に記載のある通級指導教室及び保健室 洗濯脱衣室の「ボール一体型カウンター 別途建築工事」について、設計書及び家具図に記載がない。必要な場合、仕様等の指示を願いたい。	F-37 の 1 台分をそれぞれ計上して下さい。
119	ピロティ及び階段の下部について、埋め戻しとなっているが、改良等は必要か。必要な場合は、工法等の指示を願いたい。	改良は不要です。
120	SK-01 (4)に「ボーリング位置において試験掘削を行い…」との記載がある。 S-14 No.1~12 の計 12 か所で試験掘削を行うとの考えでよいか。	試験掘削は柱状改良を施工するためのデータ収集を目的としており、R3-No.1、No.1、No.2、No.5、No.7、No.8 を予定しています。
121	SK-01、SK-08 の F6B ラップルコンクリートのコンクリート強度の指示を願	積算上は $F_c=24+\sphericalangle 3$ として下さい。

	う。	
122	上記型枠及びコンクリートの項目が設計書に見受けられない。追加計上してよいか。	設計書では、型枠数量は基礎部普通合板型枠で、コンクリート数量は 27N-S15 で計上しています。
123	S K-02 の Y1~2/X2~4 間「FG14」及び「FG13」の配筋がリストにない。配筋の指示を願う。	配筋は次のとおりです。 ・FG-13 : FB-13 の配筋で中央下端を 5-D22 ・FG-14 : FB-14 の配筋
124	S K-04 の Y3~4/X10~11 間「W20」の配筋がリストにない。配筋の指示を願う。	EW20 の配筋として下さい。
125	S K-14 の壁リストに記載のある「EW18B」及び「W25」の施工箇所が伏図に見受けられない。本工事では該当無しとの考えでよいか。	該当ありません。
126	S-02 の 5 章鉄筋工事において、10 梁貫通部の補強梁貫通補強が無しとなっているが、配筋標準図にて対応してよいか。	配筋標準図での補強とします。
127	S-02 の 6 章コンクリート工事 3 セメント基礎の地中梁のセメント種類が高炉セメント B 種及びフライアッシュセメント B 種となっているが、それぞれ、A 種又は普通ポルトランドセメントとしてよいか。	A 種又は普通ポルトランドセメントとします。
128	渡り廊下部分の柱状改良 ϕ 1600 の改良先端深さの記載がない。指示願う。	SW-01 の基礎リストに記載のとおりです。
129	植栽基盤整備の樹木の「工法」について、A-0009 では「A 種」、設計書では「C 種」と記載に違いがある。 設計書を正と考えてよいか。	設計書を正とします。
130	植栽基盤整備の芝・地被類の「工法」について、A-0009 では「B 種」、設計書では「客土 t=200+砂利敷 t=100」と記載に違いがある。設計書を正と考えてよいか。	設計書を正とします。
131	芝・吹付けは種地被類「芝」の種類について、A-0009 では「コウライシバ」、設計書では「野芝」と記載に違いがある。設計書を正と考えてよいか。	設計書を正とします。
132	A-0015 の外部仕上の外構工事に記載のある「敷地乗入れ部の 24 条申請」について、G-01 の舗装種別一覧表に記載のある「アスファルト舗装①(取付通路・駐車場)1,606.6m ² ※別途工事」より、本工事では該当無しとの考えでよいか。	別途工事です。

133	上記より、G-02に記載のある「車道境界ブロック L=12+5.6m」及び「既存ガードレール撤去 L=13.0m」以外は本工事では該当無しとの考えでよいか。	別途工事です。
134	上記が正の場合、「車道境界ブロック L=12+5.6m」及び「既存ガードレール撤去 L=13.0m」の工事施工時期について、本工事の工期内との考えでよいか。施工時期の指定等があれば教示願う。	プール建設工事での施工を予定しています。
135	芝張りの断面構成について、A-2007では「芝張り土 t=200+砂利敷 t=100+防草シート+塗膜防水」、設計書及びG-05では「野芝 客土 t=200+砂利敷 t=100」と記載に違いがある。設計書及びG-05を正と考えてよいか。	A-2007を正とします。
136	G-01の計画建物南西角に記載のある「落蓋式側溝 300×300 L=12m+55.7m」について、設計書の数量に含まれていない。本工事外との考えでよいか。	別途工事です。
137	G-01、G-03の計画建物南西角に記載のある「メッシュフェンス H=1200 L=51.5m+21.5m」について、設計書に記載が見受けられない。本工事外との考えでよいか。	別途工事です。
138	G-12の正門の「施設名称サイン」の仕様を教示願う。	A-7003 01 校名サインと同仕様とし、サイズはG-12のとおりとします。
139	上記について、数量書に記載が見受けられない。追加計上してもよいか。	数量公開に関する説明書のとおり、公開の実施工事設計書は参考資料のため、設計図書により積算してください。
140	設計書に記載のある「正門門扉 両引戸」及び「通用口門扉 片引戸」について、G-12より「正門門扉 片引戸」及び「通用口門扉 両引戸」と読替えてよいか。	仕様・形状等については、G-12に記載のとおりです。
141	設計書及びG-12に記載のある「大型両開き門扉」の施工部位の指示を願いたい。	設置場所は、工事請負者に指示します。
142	G-01の計画建物東の花壇①～④及び計画建物間(≒犬走り部分)に縦ハッチの記載がある。コンクリート金罎仕上げ以外の仕上がりが必要な場合、指示を願いたい。	不要です。
143	K-01の2章 仮設工事の騒音・粉塵等の対策において、防音パネルに※印がついているが、A図より「仮囲いB」の仕様での	特記仕様書では、○印と※印の場合は○印の付いた特記事項を適用するため、K-01の質問事項では散水を適用します。

	考えでよいか。	テニスコート解体時の仮設は、A-8017に記載のとおりです。
144	上記が正の場合、K-03に記載のある「樹木撤去及び外周フェンス撤去」施工時は、仮囲いは不要との考えでよいか。必要な場合は指示を願いたい。	No. 143の回答を参照してください。
145	K-01の3章 解体施工の杭解体に○印が付いているが、解体図及び設計書に記載が無いことから、本工事では該当無しとの考えでよいか。	該当ありません。
146	KM-02に記載のある、既存テニスコート～既存山田体育館間の「埋設配管撤去」施工時はガードマン及び簡易仮囲い等の考慮は必要か。必要な場合は指示を願いたい。	設計ではA-8017以外の仮設は見込んでいませんが、近接して排水路整備工事を予定しているため、仮設計画の調整が必要になる場合があります。
147	本契約締結日はいつ頃になるのか。また、契約後着手可能か。	令和4年12月議会で議決された場合、契約日は12月中旬となる見込みです。 議決後、現場着手することは可能です。
148	共通費を算定するに当たり、予定価格算出の基となった工期を教示願いたい。	工期は令和4年12月下旬～令和6年3月22日を予定しているため、共通費の算定において15か月としています。
149	工事工程について、経費を算出するに当たり使用する工期は全体工期により算出しているのか。もしくは、建物ごとに工期を分けてそれぞれ経費を算出し合算しているのか。	全体工期で算出しています。
150	適用した積算基準及び設計単価は、いつの基準及び単価としているのか。	公共建築工事積算基準等の積算基準は、最新版を採用しています。 単価は、令和4年10月時点で入手できる最新の単価を採用しています。
151	産業廃棄物の処分費を参考にした処分場を、各種目別に教示願いたい。 無筋コンクリート類、有筋コンクリート類、アスコン類、ガラス及び陶磁器類、木材類、樹木類、廃石膏ボード、混合廃棄物類、鉄屑、アルミ屑	単価根拠となる見積徴取先等の情報は公開していません。
152	設計書の共通仮設費（積上）の「揚重機械器具費」の数量について、一式項目の別紙明細の開示を願いたい。	別紙明細は公開していません。
153	A-0004の2 仮設工事の監督員事務所の設置において、「規模及び仕上げの程度並びに設置する備品等の種類・数量等は現場	No. 9の回答を参照してください。

	説明書による」との記載があるが、現場説明書がない。現場説明書を提示願いたい。	
154	図面に記載のメーカー名及び商品名は全て同等品以上で考えてよいか。	メーカー指定や製品指定はしていないため、全て同等品以上のものを選定してください。
155	A-0015において、校舎棟の屋根、パラペット底部、屋外大階段屋根が塩化ビニル樹脂系シート防水となっている。A-0005では「合成高分子系ルーフィングシート防水」に適用印があるが、種別に適用印がない。屋根、パラペット、屋外大階段各々の種別を指示願う。	A-0015のとおり、屋根、パラペット、屋外大階段共に、塩化ビニル樹脂系シート防水とします。
156	A-0015において、校舎棟のハト小屋、屋外設備基礎及びバルコニーの屋根が「ウレタン塗膜防水」となっているが、設計書では「ミリオネートE-15-A程度」とある。 ミリオネートはスプレー工法、E-15-Aは密着工法と思われるが、密着工法と考えてよいか。	密着工法とします。
157	A-0015の一般共通事項「地中」において、「水槽内は、壁浸透性塗布防水とする。」に適用印があるが、A-0005の「塗布防水」に適用印がないが、ケイ酸質系塗布防水C-U I工法と考えてよいか。	ケイ酸質系塗布防水C-U I工法とします。
158	校舎棟について、A-0015の一般共通事項「地中」において、「ピット外周部は、浸透性塗布防水とする。」に適用印があるが、A-0005の「塗布防水」に適用印がない。ケイ酸質系塗布防水C-U I工法と考えてよいか。	ケイ酸質系塗布防水C-U I工法とします。
159	校舎棟について、A-0015の一般共通事項「地中」において、「特記無き限り、地中梁の点検口（人孔）φ600、通水管φ150/2半割、通気管φ100、ブロー管とし、点検口は特殊防水紙チューブ、その他硬質塩ビ管とする。」に適用印があるが、ピット伏図及び設計書では通水管の記載しかなく、人通口、通気管、ブロー管の記載がない。ピット伏図及び設計書を正と考えてよいか。 必要な場合は、各数量、ブロー管はサイズも併せて指示願う。	A-1004ピット伏図を正とします。

160	<p>○AフロアH=100の使用が、A-0008とA-8004で下記のとおり相違している。</p> <p>A-0008：置敷式</p> <p>A-8004：支柱調整式（F-2）</p> <p>A-8004を正と考えてよいか。</p>	A-8004支柱調整式を正とします。
161	<p>A-0016記載の「長尺ビニル床シートNW」「長尺ビニル床シートNW（抗菌）」「長尺ビニル床シートNW（消臭・抗菌）」「長尺ビニル床シートNW（耐薬）」の厚さが不明である。A-0007及びA-8004のF-7に記載の2mmと考えてよいか。</p>	2mmとします。
162	<p>A-0016、A-3012、A-4007、A-4008の2階職員室、校長室、印刷室、給湯室の床タイルカーペットの仕様が下記のとおり相違している。</p> <p>A-0016：タイルカーペット（帯電性） t = 6.0</p> <p>A-3012：タイルカーペット t = 6.5</p> <p>A-4007、A-4008：タイルカーペット t = 6.5</p> <p>いずれが正か指示願う。</p>	No. 83の回答を参照してください。
163	<p>設計書に「床タイルカーペット 厚 8 26.7m²」とあるが、仕上表をはじめ、図面にも記載がない。使用箇所を指示願う。</p>	No. 61の回答を参照してください。
164	<p>A-5007のLSD-13について、H寸法が2760となっており、メーカーによってサイズは異なるが、軽量スチールとしての製作限界を超えている。H寸法をサイズダウン（例：2200や2400）することは可能か。</p>	メーカー仕様による建具サイズとし、工事請負者と協議とします。
165	<p>A-5007の内部の鋼製建具（シャッター、パーテーション等）の下がり壁は、RC造と考えてよいか。</p>	RC壁となります。
166	<p>A-0015において、屋内運動場の下屋が塩化ビニル樹脂系シート防水となっている。A-0005では「合成高分子系ルーフィングシート防水」に適用印があるが、種別に適用印がない。種別の指示を願う。</p>	No. 155の回答を参照してください。
167	<p>屋内運動場について、A-0015の一般共通事項「地中」において、「ピット外周部は、浸透性塗布防水とする。」に適用印があるが、A-0005の「塗布防水」に適用印がな</p>	No. 158の回答を参照してください。

	い。ケイ酸質系塗布防水C-U I 工法と考えるとよいか。	
168	<p>屋内運動場について、A-0015 の一般共通事項「地中」において、「特記無き限り、地中梁の点検口（人孔）φ600、通水管φ150/2半割、通気管φ100、ブロー管とし、点検口は特殊防水紙チューブ、その他硬質塩ビ管とする。」に適用印があるが、ピット伏図及び設計書では通水管の記載がなく、人通口、通気管、ブロー管の記載がない。ピット伏図及び設計書を正と考えるとよいか。</p> <p>必要な場合は、各数量、ブロー管はサイズも併せて指示願う。</p>	No. 159 の回答を参照してください。
169	A-0017 及びA-8008 に記載の「屋内スポーツ用長尺弾性塩ビシート t=3.5」について、参考メーカー及び商品名があれば教示願いたい。	三洋工業 Sanyo SPORTS 又は同等品とします。
170	A-0015 において、渡り廊下の屋根が塩化ビニル樹脂系シート防水となっている。A-0005 では「合成高分子系ルーフィングシート防水」に適用印があるが、種別に適用印がない。種別の指示を願う。	No. 155 の回答を参照してください。
171	A-8001 に記載のエレベーター仕様のうち、概略仕様の「基本仕様及び標準装備仕様」に記載の「しきい間すきまレス」及び「広角ミラー付操作盤」について、いずれも有するメーカーが1社しかない。基本性能（車いす仕様、積載量（定員）、速度、制御方式、操作方式、停止箇所）及びかご内寸法が確保されていれば、図面記載以外のメーカーでもよいか。	No. 154 の回答を参照してください。
172	A-0015 の外構工事に「敷地乗り入れ部の24条申請」の記載があるが、対象はG-02 に記載の部分と考えるとよいか。	No. 132 の回答を参照してください。
173	上記の工事費用は、G-01 の舗装種別一覧表に記載の「アスファルト舗装①（取付道路・駐車場）」のとおり別途工事とし、申請手続きのみ本工事と考えるとよいか。	No. 132 の回答を参照してください。

174	電気設備工事について、建設予定地は接地が取りづらい地域となっている。特殊接地（ボーリング工法）が必要となった場合は別途協議と考えてよいか。	特殊接地が必要となる場合は、工事請負者と協議します。
-----	---	----------------------------